

令和5年第4回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年4月18日(火) 午後4時～午後4時39分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人)

7番 工 藤 勝 彦

8 付議案件

報 告 第 7 号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報 告 第 8 号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報 告 第 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について
議案第20号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第21号	農用地利用集積計画の決定について
議案第22号	非農地証明申請について

9 事務局職員

事務局長

中 田 憲 人

事務局長補佐

工 藤 英 樹

農政農地係長

福 士 博 幸

主査

山 田 和 晶

主事

工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第4回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、5番木村功委員、6番高橋英子委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第7号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第7号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年3月受理分は、相続が12件、総面積84,575㎡、田が18筆37,677㎡、平畑が14筆29,945㎡、樹園地が10筆16,953㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第8号「農地法第18条第6項の規定に

		よる通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
工藤主事		報告第8号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号13番は、上十川字北原二番の田、3,700㎡を賃借人の都合により、令和5年3月13日に合意解約したものです。 受付番号14番は、牡丹平字仮間沢の畑、ほか3筆合計5,567㎡を賃借人の都合により、令和5年3月13日に合意解約したものです。 受付番号15番は、馬場尻北の田、ほか1筆合計4,378㎡を賃借人の都合により、令和5年3月15日に合意解約したものです。 5ページをご覧ください。 受付番号16番は、黒石字浄光寺の田、ほか1筆合計8,983㎡を賃借人の都合により、令和5年3月20日に合意解約したものです。 受付番号17番は、黒石字浄光寺の田、2,133㎡を賃借人の都合により、令和5年3月20日に合意解約したものです。 受付番号18番は、上十川字長谷沢一番囲の畑、5,200㎡を賃借人の都合により、令和5年3月31日に合意解約したものです。 受付番号19番は、赤坂字西田の田、ほか2筆合計3,009㎡を賃借人の都合により、令和5年3月28日に合意解約したものです。 以上です。
議長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員		「なし」の声
議長		質問がありませんので、次に、報告第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告お願いします。
山田主査		報告第9号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 8ページをご覧ください。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和5年3月22日付で認可公告されました。 (1) 賃借権設定です。 整理番号1番は、田が1筆6,437㎡、期間は6年6ヶ月、賃借料は10a当たり6,500円となっております。 以上です。

議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第20号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第20号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が8件、所有権移転が8件です。 10ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号4番は、大字石名坂字田山堰向の樹園地、ほか3筆合計7,537㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 受付番号5番は、大字黒石字浄光寺の田、1,927㎡を経営規模拡大のため20年間貸借するものです。 11ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号13番は、青山の田、ほか1筆合計3,849㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号14番は、大字上目内沢字下田表の田、ほか1筆合計4,398㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号15番は、大字牡丹平字仮間沢の畑、ほか3筆合計5,567㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 12ページをご覧ください。 受付番号16番は、大字境松字村井の田、ほか1筆合計4,840㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 受付番号17番は、馬場尻北の田、9,377㎡を経営移譲のため、5年間貸借するものです。 受付番号18番は、馬場尻東の田、ほか1筆合計1,153㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号19番は、馬場尻北の田、ほか1筆合計4,378㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 13ページをご覧ください。 受付番号20番は、大字竹鼻字北野田の田、3,379㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 14ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。

	受付番号11番は、大字袋字富岡の田、ほか1筆合計1,609㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号12番は、大字浅瀬石字南田の樹園地、11,761㎡を贈与のため、取得するものです。 受付番号13番は、相野の田、4,658㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号14番は、大字浅瀬石字扇田の田、117㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 15ページをご覧ください。 受付番号15番は、大字上十川字大野七番の樹園地、5,253㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号16番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、292㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号17番は、大字上十川字北原六番の樹園地、574㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号18番は、大字上十川字北原六番の樹園地、984㎡を経営規模拡大のため、取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回申請があった農地について、去る4月7日、長内康之秀夫委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、4月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号4番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 申請人は、兄のもとでりんご栽培を10年以上手伝っていたが、兄が体調を崩し、経営規模の縮小を考えていたことから、今回、元々兄名義で賃借契約を結んでいた農地を自分名義で貸借し直し、独立して営農していくことを決めたとのこと。 農業機械等は、兄から譲り受けるとのこと。労働力としては、譲受人と妻、手伝いの人も含めた3人とのこと。 一昨年から既に兄から経営を任されていたらしく、りんごの出荷先も例年同

様、農協を考えているとのことでした。

次世代投資資金の活用も視野に入れており、農林課と協議中ではありますが、経営規模拡大の意向もあり、申請地もゆくゆくは売買により取得することも考えており、すでに譲渡人とも協議を進めているとのことでした。

農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。

受付番号5番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

(2) 賃借権設定です。

受付番号13番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

受付番号14番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

受付番号15番は、新規農家のための申請です。

現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。

受付番号16番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。

受付番号17番は、経営移譲のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

受付番号18番は、経営移譲のための申請です。

現況は田、平畑で、水稻、ねぎの栽培が行われます。

受付番号19番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

受付番号20番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

(3) 所有権移転です。

受付番号11番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

受付番号12番は、贈与のための申請です。

現況は樹園地で、りんごの栽培が行われます。

受付番号13番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

受付番号14番は、耕作便利のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。隣地が譲受人の所有農地であり、取得後は農地を一帯利用することです。

受付番号15番は、経営規模拡大のための申請です。

現況は樹園地で、りんごの栽培が行われます。

受付番号16番は、耕作便利のための申請です。

現況は田で、水稻の栽培が行われます。

隣地が譲受人の耕作している農地であり、取得後は農地を一帯利用することです。

	受付番号１７番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、りんごの栽培が行われます。 受付番号１８番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、りんごの栽培が行われます。 今回申請があった１８件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第２０号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第２１号につきましては、７番工藤勝彦委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また、高木一弥推進委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 （工藤勝彦委員、高木一弥推進委員退席） それでは、議案第２１号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第２１号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が１８件、所有権移転が５件です。 １７ページをご覧ください。 （１）賃借権設定です。 受付番号２１番は、大字黒石字浄光寺の田、ほか２筆合計１０，３７７㎡を５年間１０ａ当たり６，７５０円で、再設定するものです。 受付番号２２番は、馬場尻下の田、４，３３３㎡を５年間１０ａ当たり１２，０００円で、新規設定するものです。 受付番号２３番は、飛内北の田、ほか２筆合計１１，９９０㎡を５年間１０ａ当たり１２，０００円で、新規設定するものです。 １８ページをご覧ください。 受付番号２４番は、大字南中野字阿手沢の畑、ほか７筆合計３４，９５２㎡を１０年間１０ａ当たり５，０００円で、新規設定するものです。

受付番号25番は、大字中川字花岡の畑、ほか2筆合計3,203.48㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。

受付番号26番は、ぐみの木北の田、ほか2筆合計9,193㎡を10年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。

19ページをご覧ください。

受付番号27番は、大字牡丹平字村ヨリ西の田、5,765㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。

受付番号28番は、大字赤坂字池田の田、ほか2筆合計3,019㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号29番は、大字二双子字野田の田、ほか2筆合計7,475㎡を5年間10a当たり12,000円で、再設定するものです。

受付番号30番は、大字赤坂字西田の田、ほか2筆合計5,432㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。

20ページをご覧ください。

受付番号31番は、大字二双子字野田の田、6,087㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。

受付番号32番から39番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。

受付番号32番は、大字南中野字井戸沢の樹園地、1,598㎡を10a当たり9,500円で10年間の設定です。

受付番号33番は、大字南中野字井戸沢の樹園地、ほか1筆合計5,834㎡を10a当たり7,000円で10年間の設定です。

受付番号34番は、大字浅瀬石字広田の田、ほか2筆合計3,031㎡を10a当たり11,000円で10年間の設定です。

受付番号35番は、大字上十川字村元二番の田、ほか2筆合計1,665㎡を10a当たり8,500円で10年間の設定です。

21ページをご覧ください。

受付番号36番は、大字上十川字村元二番の田、ほか1筆合計4,479㎡を10a当たり8,500円で10年間の設定です。

受付番号37番は、大字竹鼻字北野田の田、ほか3筆合計12,832㎡を10a当たり15,000円で10年間の設定です。

受付番号38番は、馬場尻下の田、2,158㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

受付番号39番は、馬場尻下の田、4,146㎡を10a当たり12,000円で10年間の設定です。

22ページをご覧ください。

(2) 所有権移転です。

受付番号9番は、大字上十川字北原六番の樹園地、1,413㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号10番は、大字赤坂字北野田の樹園地、ほか2筆合計10,936㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

	受付番号11番は、大字上十川字北原五番の田、639㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 23ページをご覧ください。 受付番号12番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、ほか1筆合計3,809㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号13番は、大字花巻字村下の樹園地、1,560㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	17ページの21番、成年後見人について2人の関係を教えてください。
山田主査	貸人が、施設に入所しており、自ら判断することが難しいため、成年後見人による申請となっております。
佐藤国雄委員	成年後見人はどのように選ばれますか。
山田主査	裁判所で選ばれます。
佐藤国雄委員	あと、2人の関係は。
山田主査	2人の関係は他人です。成年後見人は、裁判所で選任します。
佐藤国雄委員	貸人には家族がいないのですか。
山田主査	居ますが、疎遠となっております。
佐藤国雄委員	わかりました。それで、貸人の農地はこれで全てですか。
山田主査	他にもあります。
佐藤国雄委員	他はどうなっていますか。
山田主査	他はお亡くなりになった旦那さん名義の農地があり、現在、相続の手続きをしているところです。
佐藤国雄委員	それについても、成年後見人が手続きをするのですか。
山田主査	そうです。
佐藤国雄委員	わかりました。
議長	ほかにご質問ございませんか。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第21号は、原案のとおり決定いたします。 (工藤勝彦委員、高木一弥推進委員指定席に着く) それでは、議案第22号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第22号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 25ページをご覧ください。 受付番号2番の土地の所在は、浅瀬石、登記地目は畑、面積は942㎡で、土地所有者は記載のとおりです。 証明内容は、現況、宅地の状況です。 農地法が施行された日より以前に現況が非農地であった土地と判断されます。 申請のあった土地については、農地に復元することが著しく困難である土地と判定及び確認されることから現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査と同様の方法で現地の確認を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3番石澤孝知委員に報告をお願いします。
石澤孝知委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る4月7日、長内康之委員、櫻庭太志推進委員、私と事務局を交えて、事務局の現地の状況説明の聞き取りしたこと、並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号2番は、宅地として非農地証明を受けたいとのこと。現況は、倉庫及び通路用地等として利用されております。 申請地は、申請者の祖父が生前に売買により取得した土地である、とのこと。昭和16年頃から変わりにく利用されている、とのこと。 事務局からの聞き取りにおいても、課税現況が宅地であると確認しております。 以上のことから、現在の土地利用の状況は、宅地と認められます。 今回、非農地証明を受けたい申し出のあった土地について、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。

	以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	ここは、家及び通路を合わせた面積になりますか。
福 士 係 長	この土地については、1筆において1地目と判定することになっております。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第22号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第4回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午後4時39分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年4月18日

議 長 水 互 康 行

議事録署名者 木 村 功

議事録署名者 高 橋 英 子